

介護付有料老人ホーム
結いホーム宝塚
(特定施設入居者生活介護)

重要事項説明書・利用約款
利用同意書・利用申込書

重要事項説明書

記入年月日	2025年4月1日
記入者名	添田 学
所属・職名	施設長

1. 事業主体概要

種類	個人／法人	
	※法人の場合、その種類	社会福祉法人
名称	(ふりがな) しゃかいふくしほうじん せいれいふくしじぎょうだん 社会福祉法人 聖隷福祉事業団	
主たる事務所の所在地	〒430-0906 静岡県浜松市中央区元城町 218 番地 26 号	
連絡先	電話番号	053-413-3300
	FAX番号	053-413-3314
	ホームページアドレス	http://www.seirei.or.jp/hq/
代表者	氏名	青木 善治
	職名	理事長
設立年月日	昭和・平成 27 (1952) 年5月17日	
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) かいごつきゅうりょうろうじんほーむ ゆいほーむたからづか 介護付有料老人ホーム 結いホーム宝塚	
所在地	〒665-0826 兵庫県宝塚市弥生町 2-1	
主な利用交通手段	最寄駅	J R・阪急電鉄「宝塚」駅/阪急電鉄「逆瀬川」駅
	交通手段と所要時間	● J R・阪急電鉄「宝塚」駅 ① バス利用の場合 ・ 阪神バス駅前バスターミナル「2 番のりば」で乗車約 10 分、「総合福祉センター前」停留所で下車、徒歩約 8 分 ② 自動車利用の場合 ・ 乗車約 10 分 (3.4 km) ③ 無料シャトルバス利用の場合 ・ 乗車約 15 分 ● 阪急電鉄「逆瀬川」駅 自動車で約 8 分 (2.6 km)
連絡先	電話番号	0797-84-1165
	FAX番号	0797-84-1170
	ホームページアドレス	http://www.seirei.or.jp/yuihome/takarazuka/
管理者	氏名	添田 学
	職名	施設長
建物の竣工日		昭和・平成 25 (2013) 年 10 月 18 日
有料老人ホーム事業の開始日		昭和・平成 25 (2013) 年 11 月 1 日

(類型)【表示事項】

1 介護付 (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合) 2 介護付 (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合) 3 住宅型 4 健康型		
1 又は 2 に該当する場合	介護保険事業者番号	特定施設入居者生活介護事業所兵庫県指定第 2871103137 号 介護予防特定施設入居者生活介護事業所 兵庫県指定第 2871103137 号
	指定した自治体名	兵庫県
	事業所の指定日	平成 25 (2013) 年 11 月 1 日
	指定の更新日 (直近)	(西暦) 2019 年 11 月 1 日

3. 建物概要

土地	敷地面積	4,617.91 m ²								
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地								
		2 事業者が賃借する土地								
		抵当権の有無	1	あり	2	なし				
		契約期間	1	あり (年 月 日～ 年 月 日)	2	なし				
建物	延床面積	全体	5,647.53 m ²							
		うち、老人ホーム部分	5,647.53 m ²							
	耐火構造	1 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他 ()								
	構造	1 鉄筋コンクリート造 2 鉄骨造 (一部) 3 木造 4 その他 ()								
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物								
		2 事業者が賃借する建物								
		抵当権の設定	1	あり	2	なし				
		契約期間	1	あり (年 月 日～ 年 月 日)	2	なし				
		契約の自動更新	1	あり	2	なし				
	居室の状況	居室区分 【表示事項】	1 全室個室							
			2 相部屋あり							
			最少	人部屋						
			最大	人部屋						
			トイレ	浴室	面積	戸数・室数				
		タイプ1	有/無	有/無	22.68 m ²	100				
		タイプ2	有/無	有/無	m ²					
		タイプ3	有/無	有/無	m ²					
		タイプ4	有/無	有/無	m ²					
		タイプ5	有/無	有/無	m ²					
		タイプ6	有/無	有/無	m ²					
		タイプ7	有/無	有/無	m ²					

	タイプ 8	有／無	有／無	m ²			
	タイプ 9	有／無	有／無	m ²			
	タイプ 10	有／無	有／無	m ²			
※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。							
共用施設	共用便所における 便房	14ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房		12ヶ所		
			うち車椅子等の対応が可能な便房		2ヶ所		
	共用浴室	9ヶ所	個室		6ヶ所		
			大浴場		1ヶ所		
	共用浴室における 介護浴槽	4ヶ所	チェアー浴		0ヶ所		
			リフト浴		2ヶ所		
			ストレッチャー浴		4ヶ所		
			その他（ ）		0ヶ所		
	食堂	☐ 1	あり	2	なし		
	入居者や家族が利用 できる調理設備	☐ 1	あり	2	なし		
エレベーター	1	あり（車椅子対応）					
	☐ 2	あり（ストレッチャー対応）					
	3	あり（上記1・2に該当しない）					
	4	なし					
消防用設備 等	消火器	☐ 1	あり	2	なし		
	自動火災報知設備	☐ 1	あり	2	なし		
	火災通報設備	☐ 1	あり	2	なし		
	スプリンクラー	☐ 1	あり	2	なし		
	防火管理者	☐ 1	あり	2	なし		
	防災計画	☐ 1	あり	2	なし		
その他							

4. サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	【聖隷福祉事業団職員（聖隷人）の使命】 - いのちと尊厳のために わたしたちは、ひとりひとりのいのちと個人の尊厳を守ることを、第一とします。 - 利用される人々のために わたしたちは、サービスを求めるすべての人々に、誠実かつ献身的に仕え、その自立を支援します。 - 地域社会とともに わたしたちは、保健、医療、福祉、介護サービスを通して社会に貢献し、地域の人々との強い絆を育みます。 - 未来を築く わたしたちは、創立以来の先駆的・開拓的精神を受け継ぎ、常に新しい課題に挑戦します。 - 最高のものを わたしたちは、ひとりひとりが専門職としての倫理と誇りを持ち、謙虚な姿勢で最善を尽くします。		
サービスの提供内容に関する特色	【施設理念】 一人ひとりの想いを真心と愛で結ぶ。 【経営方針】 - 思いやりの心、敬いの心をもって一人ひとりと“心でつながる関係”を大切にします。 “馴染みの関係”の中で一人ひとりの想いや個性を尊重した生活を支援します。 - できる力に目を向け、“創造性のある真心をもったケア”で支援します。 - ご家族や地域との“結びつき”を大切にします。 “挑戦する心”を持ち、人として成長するために常に研鑽します。		
入浴、排せつ又は食事の介護	1	自ら実施	2 委託 3 なし
食事の提供	1	自ら実施	2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1	自ら実施	2 委託 3 なし
健康管理の供与	1	自ら実施	2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	1	自ら実施	2 委託 3 なし
生活相談サービス	1	自ら実施	2 委託 3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	身体拘束未実施減算		1	あり	2	なし
	高齢者虐待防止措置未実施減算		1	あり	2	なし
	業務継続計画未策定減算		1	あり	2	なし
	入居継続支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)		1	あり	2	なし
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)		1	あり	2	なし
	個別機能訓練加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	ADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)		1	あり	2	なし
	夜間看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)		1	あり	2	なし
	若年性認知症入居者受入加算		1	あり	2	なし
	協力医療機関連携加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)		1	あり	2	なし
	口腔・栄養スクリーニング加算		1	あり	2	なし
	科学的介護推進体制加算		1	あり	2	なし
	退院・退所時連携加算		1	あり	2	なし
	看取り介護加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)		1	あり	2	なし
	認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	新興感染症等施設療養費		1	あり	2	なし
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)		1	あり	2	なし
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)又は(Ⅲ)		1	あり	2	なし
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)又は(Ⅲ)又は(Ⅳ)		1	あり	2	なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1 あり		(介護・看護職員の配置率) 2.5 : 1 以上			
	2 なし					

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可		☐ 救急車の手配 ☐ 入退院の付き添い ☐ 通院介助 ☐ その他（ 訪問診療医の確保 ）	
協力医療機関	1	名称	小山内科循環器クリニック
		住所	宝塚市山本東 3 丁目山本東ビル 1 階 (ホームから約 4.6 km、車で 15 分)
		診療科目	内科、循環器科
		協力内容	内科医の訪問診療（医療費その他の費用は入居者の自己負担。以下同。）
	2	名称	医療法人尚和会 宝塚第一病院
		住所	宝塚市向月町 19-5 (ホームから約 1.7Km、車で約 5 分)
		診療科目	内科、外科、小児科、小児外科、整形外科、脳神経外科、眼科、皮膚科、泌尿器科、形成外科、美容外科、胃腸科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、リハビリテーション科、肛門科、放射線科、麻酔科
		協力内容	診療・検査・入院
	3	名称	医療法人回生会 宝塚病院
		住所	宝塚市野上 2-1-2 (ホームから約 2.5Km、車で約 7 分)
		診療科目	内科、循環器科、消化器内科、呼吸器科、外科、消化器外科、脳神経外科、整形外科、血管外科、形成外科、肛門外科、皮膚科、泌尿器科、腎臓病(CKD)、末梢動脈疾患(PAD)、リハビリテーション科
		協力内容	診療・検査・入院
	4	名称	医療法人それいゆ会 こだま病院
		住所	宝塚市御殿山 1-3-2 (ホームから約 3.5Km、車で約 10 分)
		診療科目	内科、呼吸器内科、胃腸内科、消化器外科・内科、内視鏡外科・内科、救急科、整形外科、リウマチ科、泌尿器科、眼科、肛門外科
		協力内容	診療・検査・入院

	5	名称	宝塚エデンの園附属診療所（同一法人経営）
		住所	宝塚市ゆずり葉台 3-1-1 (ホームから約 6.3Km、車で約 18 分)
		診療科目	内科、整形外科、精神科、リハビリテーション科
		協力内容	診療・検査・入院
協力歯科医療機関		名称	田川歯科医院
		住所	宝塚市中山五月台 4-4-5 (ホームから約 6.1Km、車で約 17 分)
		協力内容	訪問歯科診療

(入居後に居室を住み替える場合)

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可		1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合 ☒ 3 その他（下記の判断基準による）	
判断基準の内容		本人希望、施設側からの申し出。	
手続きの内容		事業者は入居者・身元引受人と協議の上、覚書を交わします。	
追加的費用の有無		1 あり ☒ 2 なし	
居室利用権の取扱い		住み替え後の居室に移行	
前払金償却の調整の有無		1 あり ☒ 2 なし	
従前の居室との 仕様の変更	面積の増減	1 あり ☒ 2 なし	
	便所の変更	1 あり ☒ 2 なし	
	浴室の変更	1 あり ☒ 2 なし	
	洗面所の変更	1 あり ☒ 2 なし	
	台所の変更	1 あり ☒ 2 なし	
	その他の変更	1 あり	(変更内容)
		☒ 2 なし	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	☒ 1 あり 2 なし
	要支援の者	☒ 1 あり 2 なし
	要介護の者	☒ 1 あり 2 なし
留意事項	入居時満 60 歳以上。もしくは第 2 号被保険者。 ホームの看護職員は、中心静脈栄養・鼻腔栄養・導尿の対応不可だが、その他の療養管理については要相談。	
契約の解除の内容	① 入居者が死亡した場合 ② 入居者、又は事業者から解約した場合	

事業主体から解約を求める場合	解約条項 入居契約書 ・月払い 第 28 条 ・5 年払い 第 29 条 に基づく	入居者の行動が、他の入居者の生命および財産に危害を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法および接遇方法ではこれを防止することができない場合。 ご契約者及び身元引受人等が、暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律（兵庫県暴力団排除条例・兵庫県条例第 35 号）に基づき、暴力団関係者又は、暴力団関係者との利害関係者であることが判明した場合。また、施設をその事務所その他の活動の拠点に供した場合等。 入院・外泊期間が 3 か月を超える場合、もしくは超えることが想定される場合。
	解約予告期間	90 日
入居者からの解約予告期間	30 日以上前	
体験入居の内容	① あり （内容：空室がある場合。有償利用契約書に基づく料金） ② なし	
入居定員	100 人	
その他	身元引受人が設定できない場合は要相談。	

5. 職員体制

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※ 1 ※ 2
	合計			
		常勤	非常勤	
管理者	1	1		1.0
生活相談員	1	1		1.0
直接処遇職員	49	38	11	42.89
介護職員	45	35	10	39.25（内、自立者対応 1 名）
看護職員	4	3	1	3.64（内、自立者対応 0.5 名）
機能訓練指導員	1	1		1.0
計画作成担当者	1	1		1.0

栄養士	0	0		0.0
調理員	(必要数)			(委託)
事務員	3	2	1	2.80
その他職員			19	6.91
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※ ²				37.5 時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。 ※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。				

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	6	6	
介護福祉士	35	31	4
実務者研修の修了者	1	1	
初任者研修の修了者	3	3	
介護支援専門員	2	2	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	1	
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			

(夜勤を行う介護職員の人数)

	夜勤 (22 時～翌 7 時)	最少時人数 (休憩者等を除く)
介護職員	5 人	4 人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5 : 1 以上 b 2 : 1 以上 ☒ c 2.5 : 1 以上 d 3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	2.2 : 1
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		

(職員の状況)

管理者		他の職務との兼務				1 あり 2 なし					
		業務に係る資格等		1 あり							
				資格等の名称							
				2 なし							
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数				3	1						
前年度1年間の退職者数				0	2						
応じた業務に従事した経験年数に 職員の人数	1年未満			1	0						
	1年以上 3年未満			4	0	1					
	3年以上 5年未満			4	2						
	5年以上 10年未満			10	4						
	10年以上	3	1	16	4			1		1	
	従業者の健康診断の実施状況				1 あり 2 なし						

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	☒ 1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
利用料金の支払い方式 【表示事項】	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式

		3 月払い方式
		4 選択方式 ※該当する方式を全て選択 1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式
年齢に応じた金額設定		1 あり 2 なし
要介護状態に応じた金額設定		1 あり 2 なし
入院等による不在時における 利用料金（月払い）の取扱い		1 減額なし
		2 日割り計算で減額
		3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額
利用料金の改定	条件	人件費及び施設の維持運営経費等を勘案し改定する場合がある。
	手続き	入居者懇談会・家族懇談会を開催し意見を聞いたうえで行う。

（利用料金のプラン【代表的なプランを2例】）

			プラン1（月払い）	プラン2（前払い）
入居者の状況	要介護度		自立・要支援 1～要介護 5	自立・要支援 1～要介護 5
	年齢		60 歳以上もしくは 介護保険 2 号被保険者	60 歳以上もしくは 介護保険 2 号被保険者
居室の状況	床面積		22.68 ㎡	22.68 ㎡
	便所		1 有 2 無	1 有 2 無
	浴室		1 有 2 無	1 有 2 無
	台所		1 有 2 無	1 有 2 無
入居時点で 必要な費用	前払金		0 円	6,800,000 円
	敷金		0 円	0 円
月額費用の合計（特定施設入居者生活介護費用は除く）			305,000 円（税別）	190,000 円（税別）
家賃			115,000 円	0 円
サービス費用	特定施設入居者生活介護※ ¹ の費用		7,000 円～28,400 円	7,000 円～28,400 円
	介護保険外 ※ ²	食費	57,000 円（1 日 3 食で 30 日の場合）（税別）	57,000 円（1 日 3 食で 30 日の場合）（税別）
		管理費	80,000 円（税別）	80,000 円（税別）
		介護費用（職員過配置費用）	53,000 円（税別）	53,000 円（税別）
		光熱水費	0 円	0 円
		その他	都度払いサービス有	都度払いサービス有

※¹ 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※² 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない）

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	・ 目的施設、専用居室を利用するための費用。 ・ 建設費の一部、修繕費、地代等を基礎とし、算出。
敷金	なし
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。 【職員過配置費用】 ※ 要介護等認定者のみ 長期推定に基づき、人員を基準以上に配置して提供する介護サービスのうち、介護保険給付（利用者負担分を含む）による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいた額。
管理費	①事業者の運営のための人件費 ただし、介護及び介護予防サービスに係る人件費を除く ②健康管理サービス費用 ③施設の維持管理のための費用 ④専用居室・共用施設の光熱水・冷暖房料等 ⑤その他事業者の管理運営に要する費用
食費	・ 厨房維持費、及び1日3食を提供するための費用。 ・ 1日3食30日の場合で計算。2,080円/日（税込価格） 各料金は、朝食500円・昼食840円・夕食740円（税込価格） ※喫食数に応じて翌月にご請求。
光熱水費	管理費に含む。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、及び前掲の加算の利用者負担分。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	（前掲）
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠		老人福祉法令に基づき、全国有料老人ホーム協会の試算プログラムにより算定。
想定居住期間（償却年月数）		60 ヶ月
償却の開始日		入居日の翌日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		0 円
初期償却率		0%
返 還 金 の 算 定 方 法	入居後 3 ヶ月以内の契約終了	・入居日（鍵引渡日）から 3 ヶ月以内に解約の申し出があった場合及び死亡による契約終了の場合は、家賃 5 年分前払いプラン入居契約書第 42 条に基づき、受領済み入居一時金及び月額利用料等の全額を返還します。 ただし、入居期間に係る入居一時金・職員過配置費用の日割り分及び管理費・食費・その他 生活サービスに係る費用の実費（日割り額）及び原状回復費等を除きます。 ・入居一時金については、以下の計算式により返還金を算出します。 返還金 = 入居一時金 - (一日当たりの利用料 (3,777 円) × 入居日数)
	入居後 3 ヶ月を超えた契約終了	【入居一時金】 ※ 家賃5年分前払いプランのみ $\text{入居一時金} \times \frac{1827\text{日} - \text{入居日数}}{1827\text{日}}$ ※入居日数とは、入居一時金償却開始日から契約終了日までの日数です。 ※上記のいずれも入居一時金償却開始日から60ヶ月を経過している場合、返還金はありません。以降は再度お支払い方法を選択していただきます。
前 払 金 の 保 全 先	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
	2 信託契約を行う信託会社等の名称	
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他（名称： _____ ）	

7. 入居者の状況 【冒頭に記した記入日現在】

（入居者の人数）

性別	男性	18 人
	女性	76 人
年齢別	65 歳未満	1 人
	65 歳以上 75 歳未満	0 人
	75 歳以上 85 歳未満	3 人
	85 歳以上	90 人
要介護度別	自立	0 人
	要支援 1	8 人
	要支援 2	6 人
	要介護 1	24 人
	要介護 2	17 人
	要介護 3	13 人
	要介護 4	16 人
	要介護 5	10 人
入居期間別	6 ヶ月未満	10 人
	6 ヶ月以上 1 年未満	3 人
	1 年以上 5 年未満	52 人
	5 年以上 10 年未満	20 人
	10 年以上 15 年未満	9 人
	15 年以上	0 人

（入居者の属性）

平均年齢	92.6 歳
入居者数の合計	95 人
入居率※	95%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

（前年度における退居者の状況）

退居先別の 人数	自宅等	0 人
	社会福祉施設	1 人
	医療機関	4 人
	死亡者	15 人
	その他	0 人
生前解約の 状況	施設側の申し出	0 人
		(解約事由の例)

	入居者側の申し出	1 人
		(解約事由の例) 他施設へ移動のため。

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) ※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称		結いホーム宝塚 苦情受付担当者 高松 英理
電話番号		0797-84-1165
対応している時間	平日	9:00～17:00
	土曜	—
	日曜・祝日	—
定休日		年末年始 (12/29～1/3)
窓口の名称		公益社団法人全国有料老人ホーム協会の窓口：苦情処理委員会
電話番号		03-3548-1077
対応している時間	平日	10:00～16:00
	土曜	—
	日曜・祝日	—
定休日		年末年始 (12/29～1/3)
窓口の名称		宝塚健康福祉事務所監査指導課
電話番号		0797-83-3141
対応している時間	平日	9:00～17:00
	土曜	—
	日曜・祝日	—
定休日		年末年始 (12/29～1/3)
窓口の名称		宝塚市役所介護保険課
電話番号		0797-77-2038
対応している時間	平日	9:00～17:00
	土曜	—
	日曜・祝日	—
定休日		年末年始 (12/29～1/3)
窓口の名称		兵庫県国民健康保険団体連合会
電話番号		078-332-5617
対応している時間	平日	9:00～17:00
	土曜	—
	日曜・祝日	—
定休日		年末年始 (12/29～1/3)

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	☒ 1 あり	(その内容) ・火災保険 ・自動車賠償任意保険
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	☒ 1 あり	(その内容) 介護保険・社会福祉事業者総合保険
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	☒ 1 あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	☒ 1 あり	実施日	2024 年 11 月 20 日
		結果の開示	☒ 1 あり 2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	☒ 1 あり	実施日	2015 年 2 月 18 日
		評価機関名称	株式会社川原経営総合センター
		結果の開示	☒ 1 あり 2 なし
	2 なし		

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	☒ 1 入居希望者に公開
	☒ 2 入居希望者に交付
	3 公開していない
管理規程	☒ 1 入居希望者に公開
	☒ 2 入居希望者に交付
	3 公開していない
事業収支計画書	☒ 1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
財務諸表の要旨	☒ 1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
財務諸表の原本	☒ 1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない

10. その他

運営懇談会	☐ 1 あり	(開催頻度) 年 1 回以上
	☐ 2 なし	
	☐ 1 代替措置あり	(内容)
	☐ 2 代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	☐ 1 あり (提携ホーム名:) ☐ 2 なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出	☐ 1 あり ☐ 2 なし ☐ 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	☐ 1 あり ☐ 2 なし	
有料老人ホーム設置運営指導指針「5.規模及び構造設備」に合致しない事項	☐ 1 あり ☐ 2 なし	
合致しない事項がある場合の内容		
「6.既存建築物等の活用 の場合等の特例」への適合性	☐ 1 適合している (代替措置) ☐ 2 適合している (将来の改善計画) ☐ 3 適合していない	
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	☐ 1 あり ☐ 2 なし	
不適合事項がある場合の内容		

添付書類：別添 1 (別の実施する介護サービス一覧表)

別添 2 (個別選択による介護サービス一覧表)

別添 3 (費用及び利用料一覧表)

別添 1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞				
訪問介護	あり	なし	聖隷ヘルパーステーション宝塚(他1カ所)	宝塚中州1-9-16
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし	聖隷訪問看護ステーション宝塚(他3カ所)	宝塚中州1-9-16
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし	宝塚すみれ栄光園デイサービスセンター(他6カ所)	宝塚市弥生町2-2
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし	宝塚すみれ栄光園(他4カ所)	宝塚市弥生町2-2
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	宝塚エデンの園(他1カ所)	宝塚市ゆずり葉台3-1-1
福祉用具貸与	あり	なし	聖隷コミュニティアセナー宝塚店	宝塚市逆瀬川2-2-8
特定福祉用具販売	あり	なし	聖隷コミュニティアセナー宝塚店	宝塚市逆瀬川2-2-8
＜地域密着型サービス＞				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし	聖隷デイサービスセンターあゆむ(他1カ所)	宝塚市逆瀬台6-1-2
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし	聖隷ケアプランセンターすみれ(他5カ所)	宝塚市弥生町2-2
＜居宅介護予防サービス＞				
介護予防訪問介護	あり	なし	聖隷ヘルパーステーション宝塚(他1カ所)	宝塚中州1-9-16
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし	聖隷訪問看護ステーション宝塚(他3カ所)	宝塚中州1-9-16
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし	宝塚すみれ栄光園デイサービスセンター(他6カ所)	宝塚市弥生町2-2
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	宝塚すみれ栄	宝塚市弥生町2-2

			光園(他4カ所)	
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	宝塚エデンの園(他1カ所)	宝塚市ゆずり葉台3-1-1
介護予防福祉用具貸与	あり	なし	聖隷コミュニケーションセンター宝塚店	宝塚市逆瀬川2-2-8
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	聖隷コミュニケーションセンター宝塚店	宝塚市逆瀬川2-2-8
<地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	聖隷デイサービスセンターあゆむ(他1カ所)	宝塚市逆瀬台6-1-2
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし	逆瀬川地域包括支援センター(他1カ所)	宝塚市逆瀬川1-9-16
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設	あり	なし	宝塚すみれ栄光園(他4カ所)	宝塚市弥生町2-2
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

別添 2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無								なし	あり
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※1）		個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）				備 考		
			包含※2	都度※2	料金※3				
介護サービス									
食事介助	なし	あり	なし	あり	○		月額に含む	保険給付+職員過配置費用	
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり	○		月額に含む	保険給付+職員過配置費用	
おむつ代			なし	あり		○		自己負担	
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり	○		月額に含む	週 2 回	
特浴介助	なし	あり	なし	あり	○		月額に含む	週 2 回	
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり	○		月額に含む	保険給付+職員過配置費用	
機能訓練	なし	あり	なし	あり	○		月額に含む	保険給付+加算給付	
通院介助	なし	あり	なし	あり	○		月額に含む	協力医療機関・指定医療機関の場合	
生活サービス									
居室清掃	なし	あり	なし	あり	○		月額に含む	週 2 回、汚れた場合は随時	
リネン交換	なし	あり	なし	あり	○		月額に含む	週 1 回、汚れた場合は随時	
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり	○		月額に含む	随時	
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり	○		月額に含む	食事提供時間帯で実施	
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり		○		自己負担	
おやつ			なし	あり		○		自己負担	
理美容師による理美容サービス			なし	あり		○		月 2 回、外部からの訪問理美容	
買い物代行	なし	あり	なし	あり	○			イオンネットスーパーの利用代行	
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり	○		月額に含む	介護保険関係	
金銭・貯金管理			なし	あり					
健康管理サービス									
定期健康診断			なし	あり		○		希望により年 1 回、自己負担	
健康相談	なし	あり	なし	あり	○		月額に含む	適宜実施	
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり	○		月額に含む	適宜実施	

							含む 月額に 含む	
服薬支援	なし	あり	なし	あり	○			適宜実施
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり	○		含む 月額に 含む	適宜実施
入退院時・入院中のサービス								
移送サービス	なし	あり	なし	あり		○		外部介護タクシーの利用代行、自己負担
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり	○			協力医療機関・指定医療機関の場合に適宜実施
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり		○		協力医療機関・指定医療機関の場合に適宜実施
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり	○			協力医療機関・指定医療機関の場合に適宜実施

※１：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（１割又は２割の利用者負担）。

※２：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※３：都度払いの場合、１回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

《費用及び利用料一覧表》

《月額利用料》

*家賃相当額を除いて、消費税別価格にて表記

項目		料金		備考
家賃相当額		月額	115,000 円	毎月 27 日に前月分を口座より引落しいたします。 27 日が銀行休業日の場合は翌営業日となります。 ※家賃 5 年分前払いプランを選択された方はいたしません。 ※契約時は、入居日（鍵引渡日）より日割りで計算します。 ※解約時は、居室明渡日までの日数により日割りで計算します。
生活支援金		月額	65,000 円 + 税	毎月 27 日に前月分を口座より引落しいたします。 27 日が銀行休業日の場合は翌営業日となります。 ※契約時は、入居日（鍵引渡日）より日割りで計算します。 ※解約時は、居室明渡日までの日数により日割りで計算します。
職員過配置費用		月額	53,000 円 + 税	
管理費	ご入居者	月額	80,000 円 + 税	
	割増管理費 （第三者の滞在時）	1 人料金 日額	2,500 円 + 税	前月の実績に応じてご入居者の管理費に合算されます。
食費	ご入居者	日額(3 食) 朝食 1 食 昼食 1 食 夕食 1 食	1,900 円 + 税 463 円 + 税 764 円 + 税 673 円 + 税	毎月 27 日に前月分を喫食数に応じて口座より引落しいたします。27 日が銀行休業日の場合は翌営業日となります。（入居契約時・解約時も同様に計算します。）
	行事食	日額(3 食)	2,400 円 + 税	敬老会・クリスマス・正月においては、行事食として、通常食費に 500 円を追加して食事を提供します。 （※行事食のみ軽減税率対象から外れます）
光熱水費		管理費に含まれており、別途料金は必要ありません。		
電話料		N T T 西日本との個人契約、直接払いとなります。		
受信料		N H K 受信料・衛星放送受信料は個人契約、直接払いとなります。		

駐車場使用料	(ご利用する場合) 1 区画 月額	5,000 円+税	ご利用につきましては受付までお申し出ください。 管理費と併せて引落しいたします。 ※中途契約・中途解約に関わらず、左記使用料をお支払いいただきます。
--------	---------------------------	-----------	--

※管理費支払開始日以後に入居していない場合や長期不在等の場合でも、家賃相当額・生活支援金・職員過配置費用・管理費等の基本料金はお支払いいただきます。

《都度払い費用》

*コピー料金・FAX 料金を除いて、消費税別価格にて表記

項目	料金		備考	
ゲストルーム 利用料	大人（中学生以上）1 泊 1 名 小学生 1 泊 1 名 ※当日キャンセル料	4,000 円+税 3,000 円+税 500 円+税	料金はチェックアウト までに受付にてお支払 いください。 ※小学生未満は無料で すが、寝具 をご利用の場合は小学 生料金をいただきます す。	
来客食 滞在者食	日額(3食) 朝食 1 食 昼食 1 食 夕食 1 食	1,900 円+税 (463 円+税) (764 円+税) (673 円+税) (軽減税率対 象から外れま す)	事前にご予約の上、ご 利用ください。料金に つきましては、ご入居 者の食費に合算される か、受付でお支払いの 上、ご利用ください。	
○通院介助 （協力・指定医療機 関以外） ○入退院時の同行 （協力・指定医療機 関以外） ○入院中の洗濯物交 換・買い物	付添範囲は 宝塚市 伊丹市 西宮市 川西市	30 分 職員 1 人に つき	1,500 円+税	緊急時・希望時に、外部 医療機関への受診・入 退院に同行するもので す。 救急搬送時の同行は無 料です。 同行職員のための移動も 含め、必要な交通費は 実費負担となります。 （原則、施設の業務用 公用車を使用すること はできません。） 定期受診等の場合は、 事前に受付へお申し出 ください。場合によっ ては、有償ヘルパー等 をご提案させていただ くことがあります。 基本的に入院中に必要 な対応についてはご家 族様にお願い致しま

				す。お見舞いは適宜行 わせていただきます。
外出同行(買い物・役 所手続き等)	付添範囲は 宝塚市 伊丹市 西宮市 川西市	30 分 職員 1 人につ き	1,500 円+税	外出ご希望時に同行す るものです。事前に受 付へお申し出ください。 場合によっては、有 償ヘルパー等をご提案 させていただくことが あります。往復に必要 な交通費は実費負担と なります。(施設の業務 用公用車は使用できま せん。)
有償サービス料		30 分 職員 1 人につ き	1,000 円+税	生活支援・介護サービ スに関して、指定回数 を上回るご希望に対応 するものです。指定の ない家事サービスをご 希望の場合に対応する ものです。
嗜好に応じた特別な 食事・おやつ	※実費自己負担をお願いします。			ご面会・来客時等に、ご 希望があれば個別にご 相談を承ります。 行事等で、おやつをご 提供させていただくこ とがあります。
定期健康診断 予防接種	※実費自己負担をお願いします。			年 1 回、施設内におけ る健康診断のご案内を しています。 年 1 回インフルエンザ の予防接種を行います。
コピー料金	白黒 (B5～A3 サイズ) 1 枚	10 円	ご利用につきましては 受付までお申し出くだ さい。 現金でお支払いくださ い。	
	カラー (B5～A3 サイズ) 1 枚	50 円		
F A X料金	発信 国内 1 枚 (国際はフロント確認)	30 円		
	着信 国内 1 枚	10 円		
粗大ゴミ処理	※実費自己負担をお願いします。			費用は宝塚市の粗大ゴ ミ収集料金表によりま す。 受付までご相談くださ い。
園行事・レクリエー ション	※実費自己負担をお願いします。			

浴室利用料	1名1日	300円+税	※ゲストルーム宿泊者、滞在者が大浴室をご利用の場合の利用料です。 ※ゲストルームのシャワー室ご利用は無料です。
ベッド貸出料	1名1泊	1,500円+税	※布団・寝具含みます。 ※看取りの際は無料貸し出しします。
その他	フロントでの消耗品・切手等の購入や、理美容にはその都度費用が必要です。		

※上記に含まれない個人的なご要望につきましては、個別にご相談を承ります。

《介護保険サービスの自己負担額の目安》

区分	介護給付費の単位	10割負担の金額/30日	自己負担額(1割)の金額/30日	自己負担額(2割)の金額/30日	自己負担額(3割)の金額/30日
要支援1	183単位/日	58,633円	5,864円/月	11,727円/月	17,590円/月
要支援2	313単位/日	100,285円	10,029円/月	20,057円/月	30,086円/月
要介護1	542単位/日	173,656円	17,366円/月	34,732円/月	52,097円/月
要介護2	609単位/日	195,123円	19,513円/月	39,025円/月	58,537円/月
要介護3	679単位/日	217,551円	21,756円/月	43,511円/月	65,266円/月
要介護4	744単位/日	238,377円	23,838円/月	47,676円/月	71,514円/月
要介護5	813単位/日	260,485円	26,049円/月	52,097円/月	78,146円/月

※ 1ヵ月30日、地域加算(3級地)として1単位10.68円で計算。

【加算料金表Ⅰ】施設全体が適用を受け、入居者全員に適用される項目(目安の金額)

名 称	1割の金額	2割の金額	3割の金額	内 容
入居継続支援加算(Ⅰ)	38円/日	77円/日	115円/日	介護福祉士が一定以上配置され、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が15%以上であり、たんの吸引などのケアの提供を行う特定施設を評価する加算
入居継続支援加算(Ⅱ)	24円/日	48円/日	71円/日	介護福祉士が一定以上配置され、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が5%以上であり、たんの吸引などのケアの提供を行う特定施設を評価する加算
ADL維持等加算(Ⅰ)	32円/月	64円/月	96円/月	利用者のADLを厚生労働省の評価スケールに基づいて提出しADL維持改善の数値が適合した場合の加算

ADL維持等加算（Ⅱ）	64 円 /月	128 円 /月	192 円 /月	評価対象利用者等の数値が、基準値以上の場合の加算
夜間看護体制加算（Ⅰ）	20 円 /日	39 円 /日	58 円 /日	（Ⅱ）に加えて、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合の加算
夜間看護体制加算（Ⅱ）	10 円 /日	20 円 /日	29 円 /日	「重度化対応指針」を策定した上で看護職員が自宅でのオンコールの連絡体制をとるなどし、夜間の緊急時には医療機関と連携して対応を図るための加算
協力医療機関連携加算（1）	107 円 /月	214 円 /月	321 円 /月	（Ⅱ）に加え、協力医療機関が急変時の相談体制、診療の求めがある場合、診療を行う体制を常時確保している場合の加算
協力医療機関連携加算（2）	43 円 /月	86 円 /月	129 円 /月	協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合の加算
科学的介護推進体制加算	43 円 /月	86 円 /月	129 円 /月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出し、データベースから必要な情報を活用した場合の加算
認知症専門ケア加算Ⅰ	4 円 /日	7 円 /日	10 円 /日	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が50%以上、「認知症介護実践リーダー研修」修了者等を必要数配置し、認知症ケア向上のための取り組みを施設として行った場合
認知症専門ケア加算Ⅱ	5 円 /日	9 円 /日	13 円 /日	上記Ⅰの要件を満たし、「認知症介護指導者研修」修了者等を1名以上配置の場合
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	11 円 /月	22 円 /月	32 円 /月	新興感染症の発生時等の対応を行う体制の確保、協力医療機関等と新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めている、院内感染対策に関する研修又は訓練に年1回以上参加している場合の加算
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	6 円 /月	11 円 /月	16 円 /月	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けている場合の加算
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	107 円 /月	214 円 /月	321 円 /月	（Ⅱ）に加え、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認でき、職員間の適切な役割分担の取組等を行っている場合の加算
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11 円 /月	22 円 /月	32 円 /月	利用者の安全・介護サービスの質の確保・職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や必要な安全対策を講じ、改善活動を継続的に行い、効果を示すデータを提供した場合の加算

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	24 円 /日	47 円 /日	71 円 /日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 70%以上又は、勤続 10 年以上の介護福祉士 25%以上で配置されている場合の加算
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	20 円 /日	39 円 /日	58 円 /日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上で配置されている場合の加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護報酬総単位数×12.8% を加算			（Ⅱ）に加え、経験技能のある介護職員を一定割合以上配置している場合
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護報酬総単位数×12.2% を加算			（Ⅲ）に加え、改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 人以上おり、職場環境の更なる改善、見える化を行った場合
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	介護報酬総単位数×11.0% を加算			（Ⅳ）に加え、資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備を行っている場合
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	介護報酬総単位数×8.8% を加算			加算額の 2 分の 1 以上を月額賃金で配分し、職場環境の改善、賃金体系等の整備及び研修を実施している場合

【加算料金表Ⅱ】入居者個人別にサービスに応じて適用される項目（目安の金額）

名称	1 割の 金額	2 割の 金額	3 割の 金額	内容
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	107 円 /月	214 円 /月	321 円 /月	自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等から助言を受け計画作成をした場合の加算
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	214 円 /月	428 円 /月	641 円 /月	自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等が訪問して行う場合の加算
個別機能訓練加算（Ⅰ）	13 円 /日	26 円 /日	39 円 /日	機能訓練指導員（看護職員等）が、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行った場合の加算
個別機能訓練加算（Ⅱ）	22 円 /月	43 円 /月	64 円 /月	個別機能訓練の計画内容等の情報を厚生労働省への提出し、データベースから必要な情報を活用した場合の加算
若年性認知症入居者受入加算	129 円 /日	257 円 /日	385 円 /日	若年性認知症の人を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえたサービスを評価する加算
口腔・栄養スクリーニング加算	22 円 /回	43 円 /回	64 円 /回	介護職員等が利用開始及び 6 か月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について口腔・栄養スクリーニングした場合の加算

退院・退所時連携加算	32 円 /日	64 円 /日	96 円 /日	病院等を退院した者を受け入れる場合の医療提供施設との連携等を評価する加算（入居から 30 日以内に限る）
退居時情報提供加算	267 円 /回	534 円 /回	801 円 /回	医療機関へ退所した場合、医療機関に本人の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合の加算
看取り介護加算	死亡日 31 日前～45 日前			医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入居者に対して、入居者又はその家族等の同意を得て、医師・看護職員・介護職員が共同して、看取り介護等を行った場合の加算 ※看取り介護加算（Ⅱ） 看取り期において夜勤又は宿直により看護師が配置されている場合。
	77 円 /日	154 円 /日	231 円 /日	
	死亡日 4 日前～30 日前			
	154 円 /日	308 円 /日	462 円 /日	
	死亡日の前日及び前々日			
	727 円 /日	1,453 円/日	2,179 円/日	
	死亡日当日			
	1,367 円/日	2,734 円/日	4,101 円/日	
新興感染症等施設療養費	257 円 /日	513 円 /日	769 円 /日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行い、該当する介護サービスを行った場合の加算

※ 1 ヶ月 30 日、地域加算（3 級地）として 1 単位 10.68 円で計算。

※ 介護保険法令及び関連法令等の改正があった場合には、変更された内容に合わせて費用及び利用料一覧表を改定いたします。その場合には事前に変更内容について通知いたします。
上記の各種加算表につきましては、改正内容に基づいて変更すると共に、適用条件が整い、指定が得られたものについては、算定させていただきます。そのような場合は、事前にその内容について説明いたします。

※ ご利用者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額について上表と異なることがあります。

下記の物品につきましては、基本的な仕様の物となります。個人的なご要望につきましては、個人購入となります。

分類	内容・内訳
居室備品関係	介護ベッド、ベッド柵、ベッドマット 寝具（布団・枕・リネン） ポータブルトイレ（※必要時）
移動補助用品	車いす、歩行器、シルバーカー、杖 （標準的なタイプ）

衛生用品	居室内	トイレットペーパー
	共用部	トイレットペーパー、消臭剤、ティッシュペーパー、石鹸、入浴用タオル、シャンプー、リンス等
	共用備品	爪切り、耳かき、ドライヤー等
健康管理用品	共用備品	血圧計、体温計、体重計等

《ご入居者でご用意いただくもの》

基本的な物品を挙げております。下記に含まれないものにつきましては、個別にご相談を承ります。

分類	内容・内訳	
居室備品関係	カーテン（※施設がご用意している物をご購入していただくこともできます。）テレビ、冷蔵庫等必要な家電製品、コップ、水筒、居室用ゴミ箱、トイレ用ゴミ箱（足踏みふた付き 20ℓ程度）、トイレブラシ、洗濯物カゴ	
移動補助用品	個人の希望に基づき用意する杖、シルバーカー、車椅子等	
衛生用品	居室内	タオル、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、入れ歯ケース、入れ歯洗浄剤、うがい用コップ、ティッシュペーパー等（個人の選択によるもの）
介護関連用品	紙おむつ等の個人消費に係る介護消耗品 個人の希望に基づき用意する福祉用具	
衣類・はきもの等	衣類、靴	

特定施設入居者生活介護 結いホーム宝塚 利用約款

(約款の目的)

第1条 介護付有料老人ホーム 結いホーム宝塚（以下「当施設」という。）は、要支援・要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助するとともに、利用者が必要とする特定施設入居者生活介護サービスを提供します。利用者及び利用者を扶養する者（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が特定施設入居者生活介護サービス利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書の改訂が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(特定施設等サービス計画の作成・変更)

第3条 当施設は、介護保険法令等に基づき、利用者ごとに特定施設等サービス計画の原案又は変更案を作成します。

2 前項の原案又は変更案は、利用者又はその家族に書面で交付し、かつ協議を行い、その同意を得たうえで決定します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退居の意思表示をすることにより、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 利用者が要介護認定において非該当と認定された場合

- ③ 結いホーム宝塚の入居契約が終了した場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な特定施設入居者生活介護サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者が、病院または診療所に入院する必要が生じた場合、かつ明らかに入院後 3 ヶ月以内に退院できる見込みのない場合
- ⑥ 利用者が、病院または診療所に入院した後、3 ヶ月以上経過した場合
- ⑦ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を 3 ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず 7 日以内に支払われない場合
- ⑧ 利用者、身元引受人、またはその家族等が、当施設、当施設の職員又は他の入居者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑨ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第 6 条 利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく特定施設入居者生活介護サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金を基に計算された月ごとの合計額、及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、毎月 20 日頃に、前月分の利用料等の請求書を利用者に送付します。請求書には、利用者が利用した各種サービスにつき、その利用回数等を明示します。利用者は事業者に対し、前項の請求に基づき、前月の利用料を預金口座自動引落、振り込みの内、いずれか契約時に決められた方法で、支払います。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

4 身元引受人は、民法（債権法）に定める連帯保証人としての責務を負います。

(記録)

第 7 条 当施設は、利用者の特定施設入居者生活サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間は保管します。

2 利用者または身元引受人は当施設に対し、いつでも前項の記録書類の閲覧および謄写を求めることができます。但し、謄写においては、当施設は謄写請求者に対して、実費相当額を請求することができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。

但し、利用者の生命及び身体保護の為、緊急やむを得ない場合には、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

(秘密の保持)

第9条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行なうこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における特定施設入居者生活サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入居利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(地域との連携等)

第11条 当施設は、事業運営にあたり、周辺地域住民が行う活動等を通じて地域との交流に努め、また地方自治体が実施する事業に協力するよう努めるものとします。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び身元引受人は、提供されたサービス等につき苦情がある場合、いつでも「重要事項説明書」記載の苦情申し立て窓口に苦情を申し立てることができます。その場合、当施設は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無および改善の方法について利用者に報告します。

- 2 利用者及び身元引受人は介護保険法令に従い、市町村および国民健康保険団体連合会の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 当施設は、利用者または身元引受人から第1項または第2項の苦情の申し出がなされたことをもって、利用者にいかなる差別的な取扱いもいたしません。

(賠償責任)

第13条 特定施設入居者生活介護サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

個人情報の取り扱いについて

当施設とその職員は、業務上知り得たご利用者または身元引受人若しくはそのご家族等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、下記事項の目的・条件において個人情報を使用します。

1. 個人情報の使用目的

- ① ご利用者の皆様へ提供する介護サービスのため
- ② ご家族の方への心身の状況説明のため
- ③ 介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料のため
- ④ 介護保険事務のため
- ⑤ 利用の管理、会計、経理、事故等の報告、介護サービスの向上等管理運営業務のため
- ⑥ 当施設で行われる学生実習への協力のため
- ⑦ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等のため
- ⑧ 法に定められた届出や統計のため
- ⑨ サービスの質の向上のための学会発表、研究会等での事例研究発表のため
- ⑩ サービスを提供する他の居宅サービス事業者・居宅介護支援事業所等との連携や照会への回答、医療機関等への情報提供のため

2. 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の使用は、前項に記載の目的の範囲内で必要最小限に留め、関係者以外には決して漏れる事のないよう、細心の注意を払う
- ② 事例研究発表等においては、個人を特定できないように仮名等の使用を原則とする
- ③ 前項に掲げる事項については、施設利用終了後も同様の取り扱いとする

結いホーム宝塚

入居者の日常生活にかかる日用品等の立替購入取扱規定

第1条（目的） この内規は、入居者の費用支払いに関する便宜を図るため、立替金に関する事項を定め、その管理の適正を図ることを目的とする。

第2条（定義） 立替金とは、日常買い物など法に依拠しない費用で入居者が負担すべき費用の支払いについて、施設が認める範囲で施設会計にて立替を行うことを言う。

本規定に基づき立替制度の利用を希望する入居者またはその身元引受人は、「日常生活にかかる日用品等の立替購入制度利用申込書」に記入し施設長に提出する。

第3条（管理の開始）「特定施設入居者生活介護等利用契約書」の締結時に、あわせて手続きを行うことを原則とする。

第4条（管理業務） 立替金管理者は、立替金を安全かつ確実な方法で管理する責任を持つ。

立替金管理者 施設長 立替金担当者 事務担当者（出納職員） 立替金受付者 相談員

第5条（立替内容） 立替の内容は第1条の目的を図るため下記の費用項目のみとする。

1. 医療機関・薬局における自己負担金
2. 施設内で実施する喫茶・理美容に関する費用
3. 施設が認める業者が販売する日常生活用品等の費用
4. 施設が実施する行事・レクリエーションにおいて個人が負担すべき費用
5. 施設が実施する有償サービスを利用するにあたり、個人が負担すべき費用
6. その他立替金管理者が認める費用

本規定の対象を「日常生活にかかる日用品等の費用」とすることから、葬儀費用等はこれを含めないものとする。

第6条（立替金の管理） 施設は第1条の目的を図るため、立替金管理サービスを提供する。

1. 立替金の発生の都度、速やかに代金を立替え、翌月あるいは翌々月に入居者の管理費請求時に、入居者所定の管理費引き落とし口座から、引落すこととする。また、立替金の明細書を管理費請求時に同封する。
2. 立替金の上限金額は原則1件につき1万円とする。
3. 前項により立替金を引落した場合、管理費とともに引落した旨の明細書を入居者または身元引受人宛てに発行する。

第7条（その他） 明細書の送付先については、入居者が判断能力を有する場合は入居者宛、判断が疑わしい場合は身元引受人宛に送付することを基本とし、どちらに送付するかについては入居者及び身元引受人と予め相談するものとする。

第8条（説明の要求等） 立替金管理者は、入居者等から金銭等の立替金状況の説明を求められた場合は、速やかに対応しなければならない。

第9条（個人情報の保護）職員は、金銭等の管理サービス業務の遂行上、知り得た入居者の個人情報を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

第10条（その他）本規定に定めのない事項については、施設長と入居者または身元引受人等との協議の上、書面で明らかにした上で処理するものとする。

第11条 本規定は、2013年11月1日から施行する。

2025年4月1日改定

社会福祉法人 聖隷福祉事業団
結いホーム宝塚
施設長 添田 学様

担当者から下記の説明を受け、内容を十分に理解した上で下記内容に同意します。

- ☐ 重要事項説明書 20250401
- ☐ 結いホーム宝塚利用約款 20220401
- ☐ 個人情報使用同意
- ☐ 立替購入制度利用同意

(西暦) 年 月 日

利用者に判断・記載能力がない際は、利用者の代わりに身元引受人（代理人）が利用を同意して記載します。

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____

身元引受人（代理人）

住 所 _____

氏 名 _____

(利用者との続柄 _____)

結いホーム宝塚での施設サービスの提供に際し、約款・重要事項説明書の説明を行いました。

事業所 介護付有料老人ホーム 結いホーム宝塚

施設長 添田 学

説明者職名 生活相談員 氏 名 _____